宿舎アスファルト補修工事

件　　名			宿舎アスファルト補修工事		
図面名称			表　紙		
縮　尺	―	図面番号	１／３	作成年月日	令和７年１１月５日
業務隊長			厚生科長		作成者
陸上自衛隊　小郡駐屯地業務隊　厚生科					

仕　　様　　書

1　工事件名
宿舎アスファルト補修工事

2　場　　所
福岡県小郡市小郡

3　概　　要
(1)　舗装版切断　　４６．５ｍ
(2)　既設アスファルト舗装撤去　　５０２．９ｍ^2
(3)　上層路盤不陸整正　　５０２．９ｍ^2
(4)　アスファルト舗装新設(表層)　　５０２．９ｍ^2
(5)　区画線(幅１５ｃｍ)　　１３４．４ｍ
(6)　アスファルトがら運搬処分　　５９ｔ

4　施工しない日及び時間帯
(1)　施工しない日
原則、土曜日、日曜日及び祝日。ただし、別に定める場合はこの限りではない。
(2)　施工しない時間帯
原則、平日の午後５時から午前８時１５分まで。ただし、別に定める場合はこの限りではない。

5　一般事項
(1)　本工事は、本特記仕様書及び本設計図によるほか、国土交通省大臣官房庁営繕部制定「土木工事共通仕様書」に基づき実施する。
(2)　本工事は、当該仕様書の他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
(3)　写真は、着工前・施工中・完成後・主な作業段階毎及び監督官の指示する箇所を撮影し、写真帳に整理後１部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
(4)　工事中、他の箇所に汚損又は破損等した場合は、直ちに監督官に報告するとともに、受注者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
(5)　工事中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。万一事故が発生した場合の人的補償等については全て受注者の負担とする。
(6)　本仕様書及び作業に際し、疑義を生じた場合、監督官と協議した後実施する。
(7)　工事中の安全確保には十分留意して現場管理を行うと共に、火災等災害及び事故防止に努める。
(8)　本工事に伴う訓練場への入門、建物等への立入りに際しては、当駐屯地の諸規則を遵守するとともに、監督官の指示に従うものとする。
(9)　本工事完成後は、完成図書等監督官の指示する書類を速やかに提出すること。
(10)　本工事の施工にあたり、受注者が下請業者を選任する場合については、監督官の示す様式にて施工体制台帳を提出する。
(11)　工事で発生した発生材については、請負業者において適切に処分し産業廃棄物管理票の写しを提出する。

6　特記事項
(1)　使用材料は、次に示すものもしくは同等品以上とする。
ア　再生アスファルト混合物(表層)：再生アスファルト混合物　密粒度13
(2)　プライムコートの施工にあたり、施す面が乾燥及びゴミ等の付着がないことを確認し、アスファルトディズトリビュータ等で均一に散布するものとする。
(3)　アスファルト舗装を実施する際、アスファルト混合物の温度は110℃とする。
(4)　アスファルト舗装後、ローラ等により十分に締め固めるものとする。
(5)　アスファルト舗装の仕上げ面は、既設舗装面との間に凸凹がないよう擦り付けを実施すること。
(6)　区画線の施工は融解式とする。
(7)　官側の電気・水道は使用できないものとする。
(8)　受注者は、事前にアスファルト混合物の配合設計書を提出すること。その他監督官指示する書類を速やかに提出する。
(9)　工事前に、測量を実施し既存の勾配を考慮するものとする。

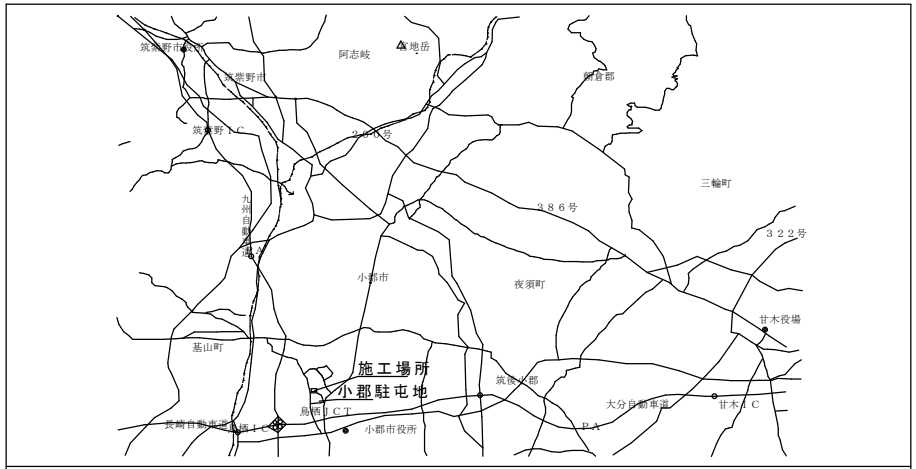

案　　内　　図　　Ｓ＝１：Ｘ

件　　名	宿舎アスファルト補修工事				
図面名称	仕様書・案内図				
縮　　尺	図　示	図面番号	２／３	作成年月日	令和７年１１月５日
陸上自衛隊　小郡駐屯地業務隊　厚生科					

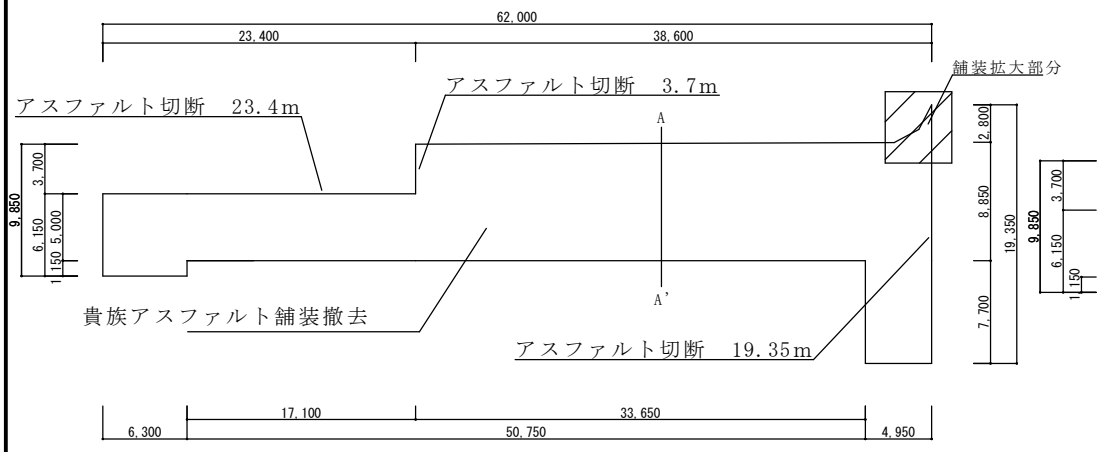

補修前平面図　Ｓ＝１：４００

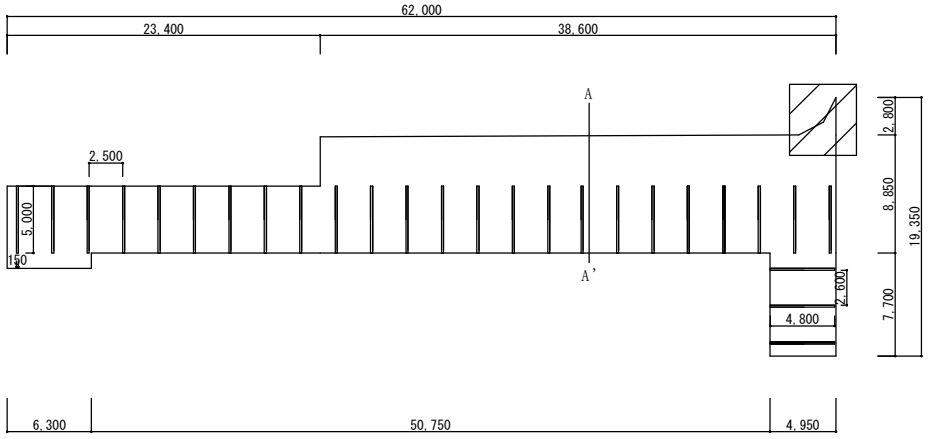

補修後平面図　Ｓ＝１：４００

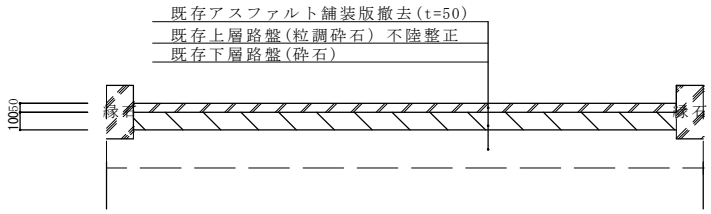

A-A'補修前標準舗装断面詳細図　Ｓ＝１：３０

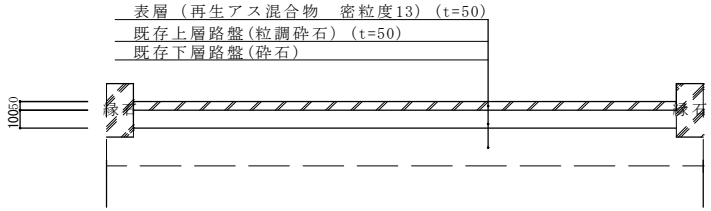

A-A'補修後標準舗装断面詳細図　Ｓ＝１：３０

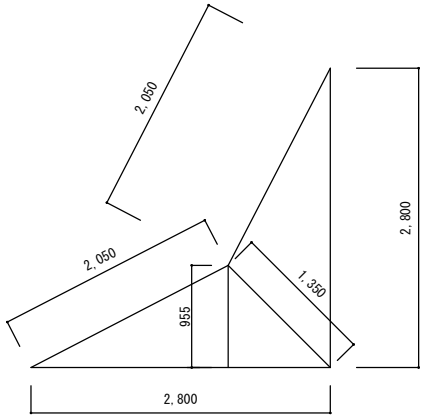

舗装拡大部分　Ｓ＝１：５０

件　　名	宿舎アスファルト補修工事				
図面名称	平面図、断面図、舗装拡大部分				
縮　　尺	図示	図面番号	３／３	作成年月日	令和７年１１月５日
陸上自衛隊　小郡駐屯地業務隊　厚生科					